道路占用 許可申請 書 協 議 変 土 号 第 発 新 申 新更 規 日 月 請 者 伊奈町長 様 令和 年 月 日 ₹ 控 住所 氏名 担当者\_\_\_\_\_ TEL 許可を申請 ... します。 議 第35条 の規定により 協 占用の目的 路線名 号 線 車道・歩道・その他 町 道 第 占用場所 地先から 伊 奈 町 場 所 伊 奈 町 地先まで 名 称 規 模 数 量 占 用 物 件 令 和 日から 占 用物 件 年 月 間 占用の期間 令 和 年 月 日まで  $\mathcal{O}$ 構 造 令 和 事実 施 年 月 日から 工 工事の期間 令 和 方 法 年 月 日まで 案内図 平面図 路 道  $\mathcal{O}$ 添付書 縦断図 類 復旧方法 横断図 構造図(適宜) その他 記入要領 「許可を申請 協 義」 については、該当するものを○で囲むこと。 「許可申請 「第32条 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の 番号及び年月日を記載すること。 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者 の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きす ること。 「占用の目的」欄には、占用物件を設置する理由を具体的に記載すること。 「占用場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載 すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。 「占用物件」欄には、占用物件の名称、規模(数量の内訳)、数量を記載すること。 7 「占用物件の構造」欄には、占用物件の材質等を記載すること。なお、図面により示す場合はその旨を記載 8 すること。 「工事実施の方法」欄には、自己施行・請負施行の別及び道路の掘削を伴う場合は開削・推進・シールド等 9 の別を記載すること。

「道路の復旧方法」欄には、道路の復旧が必要な場合に、現在の道路機能と同等に復旧する内容を記載す

「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した

各記入項目のうち、該当欄へ記載しきれない場合は、別紙に記載して本書に添付すること。

更新許可申請の場合は、添付書類のうち縦断図・横断図・構造図を省略することができます。

ること。なお、図面により示す場合は、その旨を記載すること。

本申請書は5部複写になっているのでボールペンで強く書いてください。

場合に、その書類名を記載すること。

(5枚複写

10

11

12

**\* \*** 

更変土 発第 道路占用 許可申請 書 協 議 新規 月 日 協 議 伊奈町長 様 年 月 令和 日 用 住所\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_ 担当者\_\_\_\_\_ TEL 道路法<br/>第35条第32条<br/>の規定により<br/>協許可を申請<br/>協<br/>議<br/>します。 占用の目的 車道・歩道・その他 路線名 町道第 号 線 地先から 占用場所 伊 奈 町 地先まで 伊 奈 町 量 模 名 規 数 称 占 用 物 件 令 和 占 用 物 件 日から 年 月 占用の期間 の構 令 和 年 月 日まで 令 和 月 工 事 実 施 日から 工事の期間 令 和 年 月 の方 日まで 案内図 平面図 道 路の 縦断図 添付書類 復 旧 方 法 構造図(適宜) その他 横断図

町									道路	络占月	月	答	書	ì					- - - 2	上 発 合和	第年		月	号日
控											住	〒 所												
											氏	名												
								令	和	年	月	日付けで	申請	青のあ	った	道路占	う用につ	いて	は、					
							-	下記	己のとおり	許可、回答	する。				伊	奈町	麦							
-							1					<u></u>	1											
	占 —	井.		<i>D</i>	目	的				<u> </u>														
	占	J	刊	;	場	所		各           	-	上 町 道 茶 町	)第 ————————————————————————————————————				号 着	線	事 :	道 ——	· 歩	道 ——		そ <i>の</i> ! 先	カュ	
							1.	<i>/</i> 1	<u>ザ タ</u> 名	No. 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	 称		±	 見		 模				 数	11	· 先 —— 量		
	占	J	刊	4	物	件			- 4	<i>'</i>	,   		^	<b>7</b> L		7天				———			<u> </u>	
	占	F.	] (	カ	期	間	令令	— 和 和	·	月 月	日から 日まで	間	占の	用	 物 構	件造								
							令	和	•		日から		工	事	実									
	工	事	Ē (	カ	期	間	令	和	·	月	日まで	間	<b>の</b>	•	方 方	法								
	<u></u> 道		1	路		<i>(</i> )							占		用	料	○初年 年 奢	-		——— Р		域額 <b></b>	0	無料
ŀ	復 		日		方	法											(納入期	]限)別	]途発行	する納え	人通知	書に指	定する	る期限
-				1 2 3 4 5	はい前 燈の 者 き	事直。かある事はかり事事に用り	うたけ見黄道と任こう期に提中場色路起に起用間	別出・に登標した日本中に	たってでは、でででででででです。 「こ後さでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	書をおいることでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	ドエ長(以あと) 「大田長にこれでででである。 「大田ででででである。 「大田ででででである。」 「大田でででである。」 「大田ででである。」 「大田ででは、 「大田ででである。」 「大田ででは、 「大田ででは、 「大田ででは、 「大田でいる。」 「大田でいる。 「一は、 「一は、 「一は、 「一は、 「一は、 「一は、 「一は、 「一は、 「一は、 「一は、 「一は、 「一は、 「一は、 「一は、 「一は、 「一は、 「	「町長」とては、施行間は、施行では、赤防では、赤防では、大きでは、大きのでは、たらのでは、ないがは、ないでは、たらのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	0		移負 道う道道 出受	転担当とといるというというというというというというというというというというというというというと	間は、	命行満期請しま	をことは、一般である。一般である。一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	けたとき。  き続き 日の17  まを提出	は、道月はは、路前は、い路前は、い路前には、いる。	占 を	者の 用し、 に、 届け	

- 1 この道路占用許可に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊奈町長に対して審査請求をすることができます(この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、埼玉県知事に対して再審査請求をすることもできます。ただし、埼玉県知事に対する再審査請求は、伊奈町長に対する審査請求をし、その裁決を経た後でなければすることができません。
- 2 この許可の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この許可を知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊奈町を被告として(被告の代表者は伊奈町長となります。)提起することができます。ただし、この許可の日の翌日から起算して1年を経過するとこの許可の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この許可の取消しの訴えを提起することができます。

泛								違	釭路	各占	用		许了	可 答	書							土		第年	月	ı	号日	
月													主所.	₹										<del></del>		ı	H	
	大名   令和 年 月 日   下記のとおり 許可 回答 する。													 日付けで申請のあった道路占用については、 伊奈町長 記										即				
	占	用	の	目	的																							
	占	用		場	所	<b>‡</b>	各	泉 一 伊 伊		町	道	第					号 ;	線	車	道	•	歩	道 •		の 也先か 也先ま			
	占	用		物	件			名	, 		称	î			規	1		模				<u> </u>	数		量			
	占	用	の	期	間		和和		年年		月月	日から 日まで		間	占 の	用	物 構	件造		•								
	エ	事	の	期	間	令 令	和和		年年		月 月	日から 日まで		間	エ の	事	実 方	施法										
	道 復	旧	路	方	の法										占		用	料		額	途発	行する		○免			<b>型</b>	
	孝	<b></b>	1 2 3 4 5	はい前一燈の一者 き 路 こっ	事直。施事はめ事責事、用構 のたこ	こった丁見黄道と任こら明造	手別出・に登標因お因者中で 占を上し添す権に登標しいしのにで 用い	のる行いを強たいて負い交 許ったことのこ後で設を苦角既担占通 前た	出たのく置つ情解設で用え にの はな写れる にの はな写れる にの はな写れる にの はな写れる にの はない。 にの はない。 にの は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	きお真はるエマす作形件障 R型とおうをおこ事びる作形件を 服日	か完添る。票易とを復管之 一あら 一つのでである。 一つでである。 一つでである。 でである。 でである。 でである。	工長にすをた施す。損すをなり、場望て工長にるけ通をかり、又る適にして1年では、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	下っ。瓦の名は、揖とに。 、3か下で、間危備は 傷 行 ・ ずが	長は、赤防る占、とい、 一 女別と行 色止と用 と 道 一 服内	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	生(Ÿ ₩奈Ⅲ	移負 道 3 道 3 出受 3 成長 6 成長 6 元 7 元 7 元 7 元 7 元 7 元 7 元 7 元 7 元 7 元	転担首と路道でけ、「上上の一位では、「大」ではいる。「おいった」では、「大」には、「大」には、「ない、」には、「ない、「ない」には、「ない、「ない」には、「ない、」には、「ない、」には、「ない、」には、「ない、「ない、」には、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない	間は、 方 後 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	の覆間は、申隆日 午午 時 号請の行う 一 号請	令すて間協よ法 をごも満議と及 見力	受と。了書すび 分 定ること	と 続り提き期 ・ で りがき 道りによる ・ さんしょう しょう こき	は、路前る町い る のま	用 占でと、指 分	けを		

- 知事に対して再審査請求をすることもできます。ただし、埼玉県知事に対する再審査請求は、伊奈町長に対する 審査請求をし、その裁決を経た後でなければすることができません。
- 2 この許可の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この許可を知った日の 翌日から起算して6か月以内に、伊奈町を被告として(被告の代表者は伊奈町長となります。)提起することが できます。ただし、この許可の日の翌日から起算して1年を経過するとこの許可の取消しの訴えを提起することが できなくなります。

なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算 して6か月以内に、この許可の取消しの訴えを提起することができます。

E			道路占	i用 許可 協	申請議	書	新規規	更 変 土 多	発 第 年	月	号 日
本	伊奈町	長		様住所	<b>〒</b>			令和	年	月	日
				氏名							
						旦当者					
				第32条 道路法 第35条		E L 許可を申 により 協					
	占用の目	的									
	占用場	路 所 場 所	線 名 町   伊奈町 伊奈町			号線	車道	• 歩 道	地	の 先から 先まで	
			名	称		—————————————————————————————————————	 模	数		型 型 型	
	占用物	件									
	占用の期	令和 令和		月 日から 月 日まで	間	占 用 物 の 構	件造				
	工事の期	令 和 令 和	·	月 日から 月 日まで	間	エ 事 実 の 方	施法				
-		0				添付書	案内図 類 縦断図	平面図	]		
	復旧方	法				1) E	横断図	構造図	](適宜)	その他	ı
	·	I		占用計				司書			
-	町長副町	「長 統 排	舌監課 長	主幹課長裕	甫佐 係	長主任	<u>係</u> 合 議				
	(所 見)				•	(占用料)	初年度			· 円	
						2	年 額			円	
						算 定:					
							·減額	·免除 ·	無料		
	起案	令和	年	月	月	(取扱)	秘 至:	急を	の他		

文書保存

年

決

裁

令和

年

月

日